「外航海運に係る独占禁止法適用除外制度の在り方について」(報告書のポイント)

公正取引委員会

検討の趣旨

独占禁止法適用除外制度 は、常にその在り方を見直 し、必要最小限のものとす ベき



外航海運に係る独占禁止 法適用除外制度について

①国際的な制度の整合性 ②荷主の利益の保護 等からこれまで必要とされ てきた



現在においても、外航海運 に係る独占禁止法適用除 外制度を維持する理由が 存在するかを、実態調査の 結果を踏まえて検討

独占禁止法適用 除外協定の概要

同盟

- ・運賃水準の取決め(拘束力のある タリフの策定)を伴う船社間の協力 協定のこと
- ・定期船(コンテナ船)及び不定期船 (自動車専用船)が対象

協議協定

- 適正な運賃の水準等に関する船 社間の協議及び拘束力のない運 賃ガイドラインの策定を伴う船社間 の協力協定のこと
- ・定期船(コンテナ船)が対象

コンソーシアム

- 運賃水準の決定や収入プールを 伴わない運航面における船社間の 協力協定のこと
- ・運送スペースの融通、運航スケ ジュール, 運航回数, 航路の調整等 を実施
- ・定期船(コンテナ船)が対象

配船協定

- 運賃水準の決定を伴わない運航面 における船社間の協力協定のこと
- 運航スケジュールの調整(輪番配 船)等を実施
- ・不定期船(自動車専用船)が対象

国際的な制度の整合性

【定期船を対象とした同盟】

・米国では部分的に適用除外とされ ているが、EUでは適用除外とされ ていない

【協議協定】

- *米国では適用除外とされているが、 EUでは適用除外とされていない 【コンソーシアム】
- *米国では適用除外とされているが、 EUでは市場シェア30%以下等の場 合に適用除外とされている
- ⇒米国及びEUでは適用除外の有 無や対象範囲が異なるため、国際 的な制度の整合性の観点から適用 除外とする必要があるとはいえない

【不定期船を対象とした同盟】

【配船協定】

- ・米国及びEUでは適用除外とされ ていない
- ⇒米国及びEUでは共に適用除外 とされていないため、国際的な制度 の整合性の観点から適用除外とす

る必要があるとはいえない

荷主の利益の保護

- ・同盟及び協議協定を積極的に必要 としている荷主が多いとはいえない
- ・荷主にとって同盟及び協議協定によ る運賃の安定化が不可欠であるとは いえず, 同盟及び協議協定による運 賃安定効果は小さい
- ⇒同盟及び協議協定は、運賃の安定化 による荷主の利益の保護の観点から適 用除外とする必要があるとはいえない
- ・コンソーシアム及び配船協定を不要で あると評価する荷主は少なく、積極的に 必要であると評価している荷主が多い
- ・運送スペースの融通は基本的に独占 禁止法上問題ないものと考えられるた め、適用除外としなくても実施すること が可能
- その他調整が独占禁止法上問題とな るかどうかの判断はケースバイケース となるが、ガイドライン策定等による法 的安定性の確保が可能
- ⇒コンソーシアム及び配船協定は.荷 主の利益の保護の観点から適用除外と する必要があるとはいえない

適用除外の 必要性

・同盟、協議協定、コ ンソーシアム及び配 船協定については. いずれも独占禁止法 適用除外とする必要 があるとはいえない

⇒外航海運に係る独 占禁止法適用除外 制度を維持すべき理 由は存在しない